

# 和歌山県子ども計画について

資料3

## 根拠・位置づけ

子ども基本法 R5 (2023) 施行

(新) 子ども大綱 R5 (2023) 秋頃閣議決定予定 【子ども基本法第9条】

少子化社会対策大綱

子どもの貧困対策に関する大綱

子供・若者育成支援推進大綱

(新) 県子ども計画 R7 (2025) ~R11 (2029) 【子ども基本法第10条】

現行 紀州っ子健やかプラン2020  
R2 (2020) ~R6 (2024)

- ・次世代育成支援対策推進県行動計画 ★  
【次世代育成支援対策推進法第9条】
- ・県子ども・子育て支援計画 ★  
【子ども・子育て支援法第62条第1項】
- ・県母子父子寡婦自立促進計画  
【母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条】
- ・県母子保健計画  
【母子保健計画策定指針第2の6】

※県子ども計画は、既存の各法令に基づく県計画★と一体のものとして策定できる。

県子供の貧困対策計画 ★ R4 (2022) ~R8 (2026)  
【子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第1項】

県子ども・若者計画 ★ R4 (2022) ~R8 (2026)  
【子ども・若者育成支援推進法第9条】※ 青少年・男女共同参画課

県子ども虐待防止基本計画 R2 (2020) ~R6 (2024)  
【和歌山県子どもを虐待から守る条例】第9条】

県社会的養育推進計画 (前期) R2 (2020) ~R6 (2024)  
【新しい社会的養育ビジョン】

(新) 市町村子ども計画 R7 (2025) ~R11 (2029)

## 検討体制 (案)

【改正案】

【現行】

子ども・子育て会議 ※2  
(附属機関の設置等に関する条例)

※1 ( ) は設置根拠

和歌山県子どもを虐待から守る審議会  
(和歌山県子どもを虐待から守る条例)

県子供の貧困対策に関する有識者会議  
(任意)

和歌山県青少年問題協議会  
(地方青少年問題協議会法、和歌山県青少年問題協議会条例)

各会議の代表を委員に任命

子ども・子育て会議  
(全体会議) ※3

委員 (少子化)

委員 (児童虐待)

委員 (子供の貧困)

委員 (子供・若者)

子ども・子育て会議  
(個別会議)  
少子化 専門委員

○子ども・子育て会議  
【附属機関の設置等に関する条例】

事務：子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務 ※2

「事務」について、子ども基本法第10条第2項に基づく計画の審議に関することを追記する。 ※3

○既存の会議は存続し、各会議において所管する事項について審議。  
「子ども・子育て会議」の委員に任命した各会議の代表 (1~3名) が、子ども計画を審議。

## 意識調査（案）

	目的	対象	内容	方法	時期
結婚意識調査 <新規>	<ul style="list-style-type: none"> <li>結婚や出産について意識調査し、今後の結婚支援施策や少子化対策に役立てる</li> <li>これまでの少子化対策、結婚支援事業の効果について、調査分析する</li> </ul>	20歳～39歳の男女各1,500人	男女交際、結婚、少子化対策に対する考え等	郵送で調査票を配布し、郵送・WEBで回収	R5.10 (予定)
子育て世帯意識調査 <新規>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世帯の意識や実態を的確に把握し、今後取り組む子育て支援施策の基礎資料とする</li> <li>これまでの少子化対策、子育て支援策の効果について、調査分析する</li> </ul>	年少児、小学3年生の全保護者（各学年7,000人弱）	理想と現実の子供数、子育て支援制度、子育てで負担に思うこと等	幼稚園、保育所、小学校などを通じ調査票を配布し、郵送・WEBで回収	R5.10 (予定)

3

## 意識調査（案）

	目的	対象	内容	方法	時期
子供の生活実態調査 <前回H30調査>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供の生活実態や学習環境、支援制度の利用状況やニーズを把握</li> <li>各施策や支援制度の検証を行い、子供の貧困対策をより効果的に推進していく</li> </ul>	①小学5年生、中学2年生、その保護者（各学年8,000人弱） ②学校の教員、主任児童委員、スクールカウンセラー等（2,500人）	①子供調査：学習の状況、生活習慣、健康状態等 ②保護者調査：子供と過ごす時間・方法、家計・収入・就業の状況、支援制度の利用状況等 ③支援機関：相談事例における貧困の状況、支援者側からの貧困の認識	①学生、保護者は学校を通じて調査票を配付し、郵送で回収 ※一部市町村は学校で回収（H30有効回収45%） ②支援機関は郵送で調査票を配付し、郵送で回収（H30有効回収70%）	R5.9 (予定)

4

## 意識調査（案）

	目的	対象	内容	方法	時期
ひとり親家庭等 実態調査 <前回H30調査>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ひとり親家庭の生活や就労の状況、支援制度の利用状況やニーズを把握</li> <li>各施策や支援制度の検証を行い、ひとり親家庭施策をより効果的に推進していく</li> </ul>	児童扶養手当受給者である母子家庭の母（2,600人）、父子家庭の父（200人）、寡婦（100人） *和歌山市を除く29市町村	家族構成や仕事・収入、養育費、子の進学、健康状態、悩み事等	児童扶養手当の現況届の提出時に調査票を配付し、その場で回収もしくは郵送により回収（H30：有効回収30%）	R5.8 (予定)

5

## スケジュール（予定）

	国子ども大綱	県子ども計画
5年2月	子ども政策の推進に係る有識者会議（第7回）	
3月	子ども政策の推進に係る有識者会議（第8回）	
4月	子ども政策推進会議（大綱の作成方針の決定）	
5月	子ども家庭審議会による子ども大綱に向けた意見案（素案） 子ども家庭審議会委員による公聴会	
夏頃	子ども家庭審議会において子ども大綱に向けた意見の取りまとめ  子ども大綱の案の作成、パブコメ・子ども若者からの意見聴取	子供の生活実態調査 結婚・子育てに関する意識調査
秋頃	子ども政策推進会議（大綱の案の了承）、閣議決定	
12月	子ども白書（年次報告）の国会提出	
6年1月		
2月		子ども・子育て会議、策定方針（案）
3月		調査結果公表
6年度		策定作業

6